HIROGARI 訪問看護リハビリステーション 運営規定

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社 VitaR が設置する HIROGARI 訪問看護リハビリステーション(以下「ステーション」という。) の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下「訪問看護」という。)の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 1 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。
 - 2 ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。
 - 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健・医療・福祉サービスを 提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業の運営)

- 第3条 1 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書(以下「指示書」という。)に基づく 適切な訪問看護の提供を行う。
 - 2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護師等」という。)によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

(事業の名称及び所在地)

- 第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名称: HIROGARI 訪問看護リハビリステーション
 - (2) 所在地:鳥取県鳥取市気高町新町2丁目143

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。
 - (1) 管理者:看護師 1名(常勤兼務)
 - 管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
 - (2) 看護職員 3名(常勤兼務)以上
 - 医師の指示書に基づき訪問看護の提供を行い、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書(以下「訪問看護計画書等」という。)、訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書を作成し、管理者から必要な指導を受けるものとする。

(営業日及び営業時間等)

- 第6条 1 ステーションの営業日及び営業時間は職員就業規則に準じて定めるものとする。
 - (1) 営業日:通常月曜日から土曜日までとする。(祝日を含む)
 - (2) 営業時間:8時から17時までとする。
 - 2 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

(訪問看護の利用時間及び利用回数)

第7条 居宅サービス計画書及び介護予防居宅サービス計画書(以下「居宅サービス計画書」という。)に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。但し医療保険適用となる場合を除く。

(訪問看護の提供方法)

- 第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。
 - (1) 利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書等を作成し訪問看護を実施する。
 - (2) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

(訪問看護の内容)

- 第9条 訪問看護の内容は次のとおりとする。
 - (1) 療養上の世話

清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事(栄養)及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア

- (2) 褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置
- (3) リハビリテーションに関すること。
- (4) 家族の支援に関すること。 家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

(緊急時における対応方法)

- 第10条 1 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。
 - 2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料等)

第11条 1 ステーションは、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の1から3割の該当する 負担割合を徴収するものとする。但し、支給限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

- 2 ステーションは、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。
 - (1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置
 - (2) 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う訪問看護に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた 所から公共交通機関(電車、バス等)の実費を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は次の額を徴 収する。

通常の事業の実施地域を越えた場合に、一律500円(税別)を徴収する。

なお費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

- 3 下記条件に基づきキャンセル料を徴収する。
 - (1) サービス提供前々日の午後5時までに連絡があった場合、キャンセル料を徴収しない。
 - (2) サービス提供前々日の午後5時までに連絡のないキャンセルはキャンセル料を徴収する。その金額は当該利用 者の利用するサービスをキャンセルした際に生じる「損害の額に相当する金額」とする。

(3)

(通常業務を実施する地域)

第12条 ステーションが通常業務を行う地域は、鳥取市気高地区、青谷地区、鹿野地区、湖南地区、末恒地区とする。

(相談・苦情対応)

- 第 13 条 1 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、訪問看護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
 - 2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の目から2年間保存する。

(事故処理)

- 第 14 条 1 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
 - 2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から 2 年間保存する。
 - 3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のために関する事項)

- 第 15 条 1 ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に 開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
 - 2 ステーションは、虐待の防止のための指針を整備する。
 - 3 ステーションは、看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - 4 ステーションは、前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
 - 5 ステーションは、サービス提供中に、当該ステーション職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第 16 条 1 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。
 - (1) 採用後3ヶ月以内の初任研修
 - (2) 年1回の業務研修
 - 2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後 も同様とする。
 - 3 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保管しなければならない。(医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録等は3年間、診療録は5年間保管とする)
 - 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社 VitaR と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
 - 第17条 1 苦情相談窓口は以下の通りとする。

HIROGARI 訪問看護リハビリステーション 担当者 氏名:上田 壮 連絡先:0857-30-8849

附 則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。

改定 令和7年1月6日